

指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成29年6月30日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 金田 好章
契約管理係長 下地 公介
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊計 敬三
管理第二係 永田 千春
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
五洋建設（株）	東京都文京区後楽2-2-8

2. 指名停止措置期間：

平成29年6月30日～平成29年7月13日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

五洋建設株式会社は、当局開発建設部発注の「那覇空港滑走路増設北側進入灯橋梁工事」において、平成29年5月29日、係留作業中に台船が鋼管杭打設用の導抗に接触し、導抗上に固定していた導材が落下して台船上にいた作業員2名に当たり負傷させる工事関係者事故を起こした。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第1第7号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1 抜粋

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 当局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内